

【海外出張】

インドネシア次期プロジェクト協議等

国際協力部教官

廣 田 桂

第1 はじめに

令和6年5月14日から同月23日までの間、当職らはインドネシア共和国に赴き、現行プロジェクトの進捗状況の確認、次期プロジェクトに関する協議、ASEAN政府間人権委員会（AICHR）と我が国が行う「第3回日AICHRインターフェース」に参加し、ASEAN各国におけるBHR（ビジネスと人権）の取組状況や課題に関するヒアリング調査等を行った。

第2 出張者及び出張日程

(1) 出張者

高橋一章（当部教官）、行部黎（国際専門官）、当職

(2) 日程

5月14日（火）	移動日
5月15日（水）	法務人権省官房訪問・協議
	JICA事務所において専門家と協議
5月16日（木）	SC訪問・協議
	DGL訪問・協議
5月17日（金）	最高裁判所司法研修所との協議
	法務人権省人権総局訪問・協議
	大使表敬・出張報告
5月20日（月）	DGLプロジェクトWG参加
	現地法律事務所訪問・意見交換
5月21日（火）	ERIA訪問・意見交換
	ASEAN代表部において協議
5月22日（水）	日AICHRインターフェース参加
5月23日（木）	移動日

第3 出張結果

1 現行プロジェクトの進捗状況の調査

(1) 最高裁判所（SC）関係

最高裁判所のアグン判事、ラフミ判事らと協議を行った。著作権ガイドブック策定のためのワーキンググループが中断し、これがプロジェクト活動に影響を及ぼしていたところ、この点について最高裁判所と認識を共有し、ワーキンググループ再

開に向けた協力を依頼したところ、快諾を得られた。

なお、その後、アグン判事らの指示で、速やかにワーキンググループは再開されたとのことであった。



S C との協議の様子

(2) 法務人権省法規総局（D G L）関係

現行プロジェクトに関し、P D M上の活動の中で、「インドネシアにおいて不整合が生じる原因を特定し、これに関する文書に双方が合意する」旨の活動があるところ、現段階まで諸般の事情により合意に至っていなかった。このため、D G Lとの協議において、今後、菊地専門家とD G Lにおいて、速やかに文書を作成して合意することとなった。

また、先方より、今後予定している執務参考資料の改訂作業と研修に関する見込みが示された（執務参考資料の改訂につき本年11月完成予定、研修につき本年6月及び9月頃を予定）。



D G L との協議

2 次期プロジェクトに関する協議等

次期プロジェクトについて、法務人権省、最高裁と協議を行った。

日本側とインドネシア側でアイデアを持ち寄り、大枠、以下の点で合意された。

- ・次期プロジェクトでは、インドネシアのO E C D加盟を見据えたビジネス環境整備改善のための法制度改革の推進を目指すこと。
- ・最高裁判所は、現行プロジェクトで注力している知財分野に限らず、広く裁判所の機能強化に資する活動を行うこと。
- ・法務人権省は、現行プロジェクトでテーマとしている法令の整合性確保に限らず、より幅広い、法務人権省が所管するビジネス関連法制度を扱うこと（破産法、民法等）。
- ・ビジネスと人権を新しい要素として入れるため、法務人権省人権総局もC Pに加わり、必要な調整には法務人権省の官房も協力すること。

このほか、先方から言及のあった具体的なニーズについては以下のとおり。

(1) S C 関連

S Cからは以下の事項についてニーズがあった。このうち、特に④判決の質の向上に関して強調されていたところ、この点はI C Dとしても知見のある分野であることから、次期プロジェクトの活動に含めることを積極的に検討していきたい。

① 執行に関する支援

2013年に仲裁事件の結果を執行するための最高裁規則第2号を作り加速化させたほか、民事執行についてもタスクフォースを作り、最終的に実施を進める段階であり、これらに関する支援。

② 環境問題に関する支援

基本的人権の確保のために必要で、国際的に注目されている分野であり、国家優先事項である上、S Cの2024年から2029年戦略政策の優先事項でもあり、S Cが規則策定、民事・刑事・行政事件に関する対応方法のガイドラインを策定しているため、これに関する支援。

③ 事件解決の迅速化に関する支援

“e-litigation”を進め、一審／地方裁判所から控訴審、上告審、再審裁判所も対策を取ろうとするなど、これまでの取組成果が一定程度上がり、年間の未解決事件数が減っているところ、これらに関する支援。

④ 判決の質に関する支援

事件解決の迅速化が進む一方、判決の内容が裁判官によって大きく異なるなど安定性に問題があり、類似事件に対して同じ結論を出すということができていないなどの課題があり、判決の質を向上させる支援。

⑤ 調停に関する支援

インドネシアでは5～6%とまだ調停の活用率が低いところ、インドネシアは調停前置主義のため、調停に関する人材育成は最高裁の優先事項（2024年は

国家優先事項）であり、これに関する支援。

(2) 法務人権省規総局（DGL）

アセツ総局長をはじめ、法規総局の局長より、以下のような課題・ニーズが挙げられた。

- ① ハーモナイゼーションの迅速化、法令の内容の質の向上／確実性の改善（特に経済・財政分野）に関して、局レベルで、省庁、地方政府に対するサービスの質の向上を図っているため、これに関する支援。
- ② ハーモナイゼーションに関して、現在、財務省と連携したパイロットプロジェクトとして、財務省で出される法令のハーモナイゼーションに当たり、AIを活用している。具体的には、法令の分析ができるアプリ（law analyzer）で、関連法令の有無、関連性について精査している状況であるため、これに対する支援。
- ③ 法令データベースの整理に関しては、現状PDFになっているデータを文字が読める形に変更する必要があるという課題の解決に向けて検討しているところ、これに関する支援。
- ④ 現行プロジェクト後も引き続きドラフターの能力向上に関する支援。
- ⑤ 現在、国家開発計画省（BAPPENAS）と協議中の2024年から2029年の中期国家開発計画では、特に重視すべき対象法令として、破産法その他、動産保証法、知財関係における地理的標示・著作権、また仲裁に関する法律の制定・改正が含まれているところ、これらに関する支援。

(3) 法務人権省人権総局（DHR）

ダハナ総局長はじめその他人権総局局長レベルから、ビジネスと人権分野に関し、以下のような支援要請が挙げられた。

- ① 全てのステークホルダーについて人権の理解促進・能力向上という観点から、企業向けの人権保護アプリ（プリズマ）の改良に加え、「ビジネスと人権」に関する理解を深めるためのモジュール策定が必要であり、これに関する支援。
- ② 人権保護を支えるための規則やガイドライン、手引きの策定に関するWGを作成し、ビジネスと人権の概念に合わない法令を特定し、分析した上で、必要な改訂等を行うことを検討しているところ、これに関する支援。
- ③ 効率的な被害者保護（特に裁判外の紛争解決の促進）のための救済メカニズムを構築するため、必要な法令整備を行う予定であり、これに関する支援。

3 日AICHRインターフェース参加

ASEAN諸国の間では、主に、BHRと教育問題に焦点を当てた議論がなされている状況であった。AICHRの今後の活動につき、タイを中心としてBHRを取り扱うべきという意見と、ラオスを中心として次世代の法教育に取り組むべきという意見があった。

いずれの問題も重要ではあるものの、我が国としては、少なくとも、ASEAN諸

国全体にひびくという観点からは、BHRに焦点を当てた活動が望ましいのではないかという意見を述べ、ASEAN諸国もこれを承諾し、今後の活動の大きな方向としてBHRにまつわる問題を取り上げることが確認された。

なお、タイ代表からは、本年9月にタイでBHRに関するAICHRの活動を実施予定であり、その際には日本から専門家を派遣してほしいという依頼があった。



日AICHRインターフェース

第4 終わりに

現行プロジェクトについては、諸般の事情により遅れが見られたものの、本出張により、プロジェクトの期間満了までに活動等を完了させる目処がついたように思われる。今後もICDとして現地の菊地専門家、國井専門家を支えつつ、プロジェクト活動に協力していきたい。

次期プロジェクトについては、相手方機関や内容について、相当程度固めることができた。今後もJICAと協力し、インドネシア側と協議を進めて、詳細を詰めていきたい。

また、日AICHRインターフェースに参加したことによって、AICHERとの新たな協力関係の土台を構築することができた。BHRは現在世界においても重要な課題となっており、ICDとしても本年8月にASEAN諸国等の留学生を対象としたビジネスと人権に関する共同研究を実施する予定であることから、引き続きAICHERへの協力を検討していきたい。